

「行政文書の管理に関するガイドライン」 の改正案についての意見募集について

令和7年1月17日
内閣府
大臣官房公文書管理課

標記の件につきまして、以下の要領で広く国民の皆様へ御意見の募集を行います。

(1) 意見募集対象

「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正案

(2) 意見募集期間

令和7年1月17日（金）～令和7年1月31日（金）**必着**

(3) 資料入手方法

○以下ホームページにおける掲載

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）

○窓口での配布

内閣府大臣官房公文書管理課

（東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館7階N718室）

(4) 意見提出先・提出方法

以下のいずれかの方法で、日本語にて御意見を送付してください。なお、電話での御意見には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。御意見が複数ある場合には、1枚の用紙（意見募集用フォームでは1件。以下同じ。）に複数の御意見を記入するのではなく、1枚の用紙につき1つの御意見を御記入ください。

○ ホームページ上の意見募集用フォームの場合

こちら（<https://form.cao.go.jp/koubuninkai/opinion-0025.html>）から意見募集用フォームに進んでください。

意見募集用フォームに、氏名、メールアドレス、意見対象部分及び御意見を御記入ください。

○ メールの場合

氏名、連絡先、意見対象部分及び御意見を御記入の上、下記メールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：i.koubun※cao.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」としております。送信の際には「※」を「@」（半角）に変更の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 件名は「ガイドライン改正案に関する意見」としてください。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、意見提出フ

フォームを極力御利用いただきますようお願いいたします。また、同様の理由により、電子メールを利用して提出する場合は、意見を記載したファイルを添付して提出することはできません（添付ファイルは開封できません。）。電子メール本文（テキスト形式）に直接意見を記載いただきますようお願いいたします。

○ 郵送の場合

別添意見提出用紙に、氏名、連絡先、意見対象部分及び御意見を御記入の上、下記まで郵送ください。

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房公文書管理課 宛

（封筒表面に「ガイドライン改正案に関する意見」と朱書きしてください。）

（5）御意見の取扱いについて

○ 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

○ 御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述又は個人・法人等の財産権等を害するおそれがある記述がある場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

○ 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認といった、本件に対する意見募集に関する業務にのみ使用いたします。

（6）参考情報

○ 官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行に伴い、令和7年1月15日の公文書管理委員会において議題とした改正案です。

<公文書管理委員会 HP>

<https://www8.cao.go.jp/koubuni inkai/index.html>

（問合せ先）

内閣府大臣官房公文書管理課

TEL: 03-6257-1377